平成30年度第10回智頭町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 午後2時00分
- 2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室
- 3. 出席委員(14人)

会 長	1番	小 林	功			
会長職務代理者	14番	中澤一	博			
委 員	2番	小宮山 晃	次	3番	春 摘	要
	4番	小 川 啓	: 介	5番	葉狩	健 一
	6番	福 安	健	7番	國	美保子
	8番	池本英	夫	9番	植木	克茂
	10番	藤原康	生	11番	寺 坂	富雄
	12番	竹下る	み子	13番	ılı 中	 宣 守

- 4. 欠席委員 (なし)
- 5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番 前 川 義 憲 16番 草 刈 章 博 17番 平 尾 晴 次 18番 西 沖 和 己

- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の決定
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

- 第3 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用 届について
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時06分)

事務局長

ただ今から、平成30年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしくお願いします。

会 長

皆さん、どうも、明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新春を迎えられたことをお慶び申し上げる と共に、輝かしい年の初めにあたり、皆様のご多幸をお祈り申し上げたいと思 っております。

さて、私たち農業委員会におきましては、農業委員会憲章にも掲げておりますとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員が共通の認識を持ち、一致団結し、組織の目的である農地利用最適化に向けて取り組まなければなりません。年が明け、新聞を開いて目に入ったのは、1月下旬より開催されます通常国会で農林水産省は4法案を掲げておるようでございます。この方針が固めてあるようで、これに基づいた内容を見ますと、農業改革関連では、農地集積の仕組みを農地中間管理機構、農地集積バンクと言いますけれども、これに統合し機構による貸借の手続きを簡素化する農地集積管理事業法改正が最大の課題ではなかろうかと、こういうふうに思っておるところでございます。その他、国有林野管理計画改正案、農業用ため池管理保全法案、それから特定農業農産加工業経営改善臨時特別措置法案、この四つが通常国会に諮られてくるのではなかろうかなと、こういうふうに新聞で読みとれたところであります。農業改革に関する制度改正が一段落し、改革の対象が今後は林業と水産業に矛先が向いていくような感じが取れるようであります。

なお、この2014年に施行されました中間管理事業、施行5年目において見直すというということで、昨年の12月5日の特別研修大会におきましても、中間管理事業の担い手等々について、皆さんに説明があったやに思っておりますけれども、この状況を見ましても、5年を目途に見直すということですが、政府は2023年、十年先には担い手への農地集積を約80パーセントに持って行くのだということでございますけれども、2018年の結果を見ますと、約55パーセントまで担い手の方に移っており、その計画が十分活かされていないというのが実態のようでございます。

そうした実態を踏まえた中で、政府与党としての考え方が三点ほど上がっておりました。一つにつきましては、機構による農地への借り入れと貸借手続きの改善です。もう一点は、JAや市町村が担ってきた農地利用集積円滑化事業の統合の一体化、これが考えられておるようであります。三つ目といたしましては、現在智頭町も行っており、山本山村再生課長がそれに基づいた取り組みをやって頂いておりますけども、やはり地域の話し合いの活性化ということが一番必要ではなかろうかなと。この取り組みの方向についても、やはり今度の通常国会において進められていくのではないかというふうに思うところであ

ります。この見直し方針が決定されて、それに沿って同事業法が改正されるの ではなかろうかということであります。合わせて、認定農業者制度についても 現行の市町村による認定に加えて、都道府県や国が認定する仕組みを創設して いくということのようであります。さらに、農地所有適格法人、これは農業生 産法人でありますけれども、その役員要件を特例的に緩和して、企業的な担い 手が広域で経営展開が出来やすくするんだという法案も進めているようであ ります。

智頭町の農業の現状の課題が山積を来しておりますけれども、農業を取り巻 く情勢が大変厳しいものではありますけれども、農業委員、農地利用最適化推 進委員が共通の認識の下、農業委員会憲章を遵守し、組織運営に取り組むうで はありませんか。本年も皆さんの協力の下、取り組んでまいりたいと思います のでよろしくお願いを申しあげまして、新年の挨拶とさせていただきます。

議長 続きまして、総会に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員です が、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということですので、それでは、11番 寺坂富雄委員、12番 竹 下るみ子委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題 とします。

農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるもの であります。

始めに番号1ですが、私、席番1番小林功が譲受人となっているため、農業 委員会法第24条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議から終 了まで退席いたします。これに伴い、席番14番の中澤一博会長職務代理を代 理議長とします。

(議長退出。会長職務代理、議長席へ着席。午後2時07分)

代理議長

それでは議長を交代しまして、議事進行を進めてまいります。 番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページで説明いたします。

> 先ず申請地ですが、埴師字堀ノ尻リ 272 番 1、地目が畑で面積が 8.39 m²。 同じく 273 番 1、畑、122 ㎡。同じく 273 番 2、田んぼ、79 ㎡。同じく 277 番 3、田んぼ、389 ㎡。同じく279番1、田んぼ、137 ㎡。合わせて、5筆で735.39

㎡となります。種別は有償移転です。譲渡人の方が郷原 145 番地の●●●●さん、譲受人が埴師 473 番地の●●●さんでございます。

事務局の方で、農地法第3条第2項に該当します全部効率要件、農作業事従 事要件、下限面積要件、地域との調和要件等につきましては、確認の上、問題 なしと判断したものでございます。

場所でございますけれども、申請位置図の1ページのところで位置図を付けております。長瀬集落、長瀬公民館の近くの農地でございます。ここに計5筆ございます。はぐっていだだきまして、2ページに公図を付けております。また、3ページに現況の写真を付けておりまして、計5筆が現在はこのようになっておるところでございます

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

13番

これは年末に調査をしました。ここは、土師の旧公民館のところから長瀬地内に入り、先ほど言われたように長瀬地区の公民があるところです。それから、●●● さんはここの出身で、郷原に嫁いだということでございまして、農業するということは中々難しいということと、実態は、●●さんのお兄さんが管理しておられましたが、亡くなられてからは草刈り程度というようなことで、荒れてはおりませんが、農地の維持はされておりません。で、宝坂さんの方から、直接●●さんの方に買ってくれとの要請があったようです。それで、快く決まったということです。

代理議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

代理議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

代理議長

全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 それでは議長を交代します。

(会長職務代理、議長席を退席。議長入室、議長席に着席。午後2時12分)

議長

次に、番号2の説明を求めます。

事務局長

2番です。申請地が大呂字池本 192番 6、田んぼで 237 ㎡です。譲渡人が鳥取市吉成の●●●さん、譲受人が大呂 195番地の●●●●さんです。種別は有償移転です。事由としては、県道津山智頭八東線の改良工事の代替地として、県が間に入られて取得するものです。

場所につきましては、位置図の4ページのところに位置を示しておりますけども、中島集落内の県道沿いの農地でございます。5ページのところに公図を付けておりまして、6ページに現況の写真を付けております。 以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、2番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番

調査結果を報告いたします。12月26日に譲渡人、譲受人の両●●さんと合い、話を聞きました。これは県道の拡張工事に伴うものでして、●●●●さんの方は45アールの農地があるようですけども、近くに代替地がないということで、親戚でもあります●●●さんの土地が近くにあるのでそういう話になったようです。公共工事でもありますし、やむを得ないかなという判断をしました。

以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号3の説明を求めます。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。申請地が大呂字向25番、畑の155㎡。 同じく大呂字長通リ328番2、畑で56㎡。二筆で211㎡です。種別は有償移 転です。譲渡人は鳥取市片原二丁目の●●●相続財産管理人弁護士の山崎さん ということで、●●●さんは既に亡くなっておられまして、相続権を有する方が全て財産放棄されました関係で、財産管理人として弁護士が入っておられます。譲受人は2番に出てきました、鳥取市吉成の●●●さんとなります。ここのところで全部効率要件の問題が出てきますけれども、先ほどの2番につきましては公共事業が絡むということで、やむを得ないという判断で受け付けたものでございます。

場所につきましては位置図の7ページに位置を示しておりますけど、こちらも大呂、中島集落の農地でございます。8ページ、9ページに公図を付けております。10ページに、それぞれの現況写真を付けております。 以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、2番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番 それでは調査結果を報告します。12月26日に、●●●さんと会いまして話を伺い、現地を確認しました。この土地の事情は、先ほど事務局からの説明のとおりでありますし、10ページの写真を見ていただきますと、ほぼ遊休農地のような状況ではあります。●●●さんが亡くなられてから農作されていないような状態になっております。●●●さんですけども、鳥取市に住んでおられますが、冬場以外はほぼ毎日のように上がって来られまして、米作り、野菜作りに励んでおられます。ご夫婦で上がってこられて、とても熱心に耕作されている方ですので、この遊休農地も解消されるのではと期待もしています。そういう状況ですので、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題 とします。

非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。

それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

事務局長

議案書の3ページでございます。先ず1番です。場所が西野字浅見宮上ミ 661番1、畑で168㎡です。所有者の方が、西野594番地3の●●●●さんです。非農地の事由としては、「昭和60年頃、公民館建て替えの際、隣地の当該農地を使用し、旧公民館より広く建築し、現在に至る。」ということでございます。

場所ですけれども、位置図の11ページに位置を示しております。浅見集落の上手のところの、公民館の横の農地でございます。12ページに公図を付けております。また、13ページに現況の写真を付けておりますけれども、これが現在の公民館も部分でございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、3番の春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3 番

1月3日までに●●●●さんとも話をしておりまして、こういうことになりました。実際、浅見集落は財産の方を地縁団体化の動きを取っておりまして、その中で発覚したところです。それまで、昔の公民館は11ページでいくところの661番2、ここの面積にあったようです。当該の661番1は裏に畑を共同でやっておりまして、ここのところを公民館建て替えの際にかなり進入して大きめの公民館にしたというような経緯があります。実際、昭和60年頃ですので、もうどうしようもないというようなことでありまして、慌てて非農地化の証明願、こういう動きになった次第です。

ちなみに、●●●●さんはムラの代表者として筆の名前を使っております。 以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定しました。 次に、番号2の説明を求めます。

事務局長

番号2番です。申請地が智頭字京免 1538 番 10、田んぼで 56 ㎡です。所有者の方が、智頭 1640 番地 1 の●●●●さんです。非農地の事由としては、「昭和52年に自宅を新築する際、宅地の一部として使用し、現在に至る。」というものでございます。

場所ですけれども、先ず14ページに位置を示しておりまして、河原町三丁目、ちょうどこの黒くなったところに●●さんの自宅があり、その裏手でございます。15ページに公図を付けておりまして、16ページに現況の写真を付けております。現在はこのようなことになっておるということでございます。以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、7番の國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番

1月8日に●●さんとお会いして、話しをしました。場所は田んぼとなっていますが、もう既に田んぼに出来るような状態にない、ということを確認いたしました。現在も建物の一部があるような関係で、除外して欲しいということでした。

以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり決定しました。 次に、番号3の説明を求めます。

事務局長

番号3番です。申請地が大呂字カシケ瀧336番2、田んぼ、94㎡。同じく大呂字カシケ瀧336番3、田んぼで3.3㎡。同じく336番4、田んぼで3.3㎡。合わせて三筆で、100.6㎡であります。所有者が、大呂324番地の●●●さんとしておりますが、申請者は先ほどと同じく相続財産管理者の弁護士の山崎さんの方から申請を受けました。非農地の事由としては、「昭和56年、県道の買収に伴い埋め立てし、資材置き場として使用し、現在に至る。」ということ

です。

場所につきましては、17ページのところに先ず位置図を示しております。 池本集落の中にある申請地でございます。18ページで公図を付けております けれども、隣接する三つの土地であります。19ページに現況の写真を付けて おります。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、2番の小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番

12月の26日に現地を確認しました。19ページの写真にありますように、県道沿いの土地であります。この県道が改良工事になった時に、埋め立てられたということで、その時の状態のままであります。ほぼほぼ原野に近い状態です。これも●●●さんに絡む土地でありますので、普段は、先ほど出た●●さんが、今は畑に上がってこられた時の駐車場として利用されておるようでございます。将来的には、この土地を●●●さんが取得されると聞いております。非農地になっても特に問題はないと考えております。以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号番号3は原案のとおり決定しました。 次に、番号4の説明を求めます。

事務局長

議案書の4ページになります。

番号4番。大呂字谷口394番、畑で195㎡。同じく394番1、畑、42㎡の二筆で、合計237㎡となります。所有者の方が、岡山市南方五丁目の●●●●さんです。非農地の事由としては、「平成30年7月豪雨で土石流が発生し、土石等が堆積した。」ということです。

場所につきましては、位置図の20ページのところに付けております。大呂神社の下手の農地二筆でございます。21ページに公図を、22ページに現状

の写真を付けておりますが、このような状況で災害等の復旧工事にも該当しないということで、本人さんもちょっと自力で農地に復旧するのが難しいということで、今回受けたものでございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、2番の小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番

12月の26日に、所有者である●●●●さんのお母さんが大呂にひとり住んでおられるので、その方のお話をお聞きしました。22ページの写真のような状況でございます。所有者の●●●●さんは岡山に住居を構えておられますので、もう帰ってくることはないと、お母さんの話では。現在、高齢のお母さんが畑も耕しておられますが、この土地を農地に復元してまで農地に戻す元気もないということですので、これはやむを得ないと判断いたしました。

以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします議案第2号番号4について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号番号4は原案のとおり決定しました。

次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長

議案書の5ページであります。

12月18日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。

申請者が慶所 265 番地 26 の●●●●さん。建築物等設置者が、同じく慶所 265 番地 4 の●●●●さんです。申請地が慶所字通リ木 518 番。畑で、145 ㎡ の内 70 ㎡で、事由としては墓地であります。

場所ですけれども、位置図の23ページにお示ししておりましが、慶所集落

の一番上手側の国道近くの農地でございます。24ページに公図を付けておりまして、25ページに土地利用計画図を付けております。145㎡の内、ほぼ半分の70㎡を利用して墓地とされたいというものでございます。26ページに、計画しておられます墓地の図面でございます。27ページに土地選定理由書を付けております。他のところを色々探されたようですが、中々適当なところがなくて、この土地を選定されたということで、28ページではその選定した位置を示した位置図を付けております。29ページが現況の写真でございます。以上でございます。。

議長

ただいまの説明に関連して、8番の池本英夫委員に現地の事前調査をお願い しておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番

1月4日に申請者●●●●さんと設置者の●●●さん、関係は伯父さんということで、去年の8月に●●●●さんのお母さんが亡くなられまして、それで墓地を探していたみたいです。現在の●●●●さんの墓地は山の中にあるのですけど、今後を考えると、遠いのと、段々年が往ってえらくなると。だいぶ模索されて探されたみたいで、近くのほうになったということで、ちょうど私もその時に、何だか測量をしているなということで、立ち合ってはいないのですが、出来ればと墓屋さんがしていたみたいです。もしされるのでしたら、ちょっと智頭の農業委員会の方に提出して下さいよと案を渡しましたので、今回出て、こういう結果になったのかなと。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします議案第3号について、原案のとおり承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求

めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長

議案書の6ページです。

12月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。

集積計画ですけども、利用権設定面積、田んぼで 5,097 ㎡です。利用権を設定する者が 3名、受ける者が 3名でございます。期間は全て 5年から 10年未満となります。

それでは、7ページで詳細について説明いたします。先ず1番が、大屋字岡本口932番、田んぼで 2,943 ㎡の内 2,390 ㎡です。地主の方が鳥取市若葉台北の \oplus ●●●さん相続人代表の \oplus ●●●さんです。権利の種類は貸借権でございます。設定権者、小作の方が大屋 367番地 1 の \oplus ●●●さん。作物としてはその他作物ということで、期間は平成 3 1年 2 月 1 日からの 5 年間を予定されておりまして、継続でございます。賃借料は玄米 30kg を物納されるということでございます。

2番目が大屋字岡本口941番、田んぼの1,137㎡です。地主の方が先ほどと同じく、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さん相続人代表の $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さん。同じく貸借権で、小作の方が大屋412番地の $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんです。こちらの作物は水稲を予定されております。期間は同じく年2月1日からの5年間、こちらも同じく継続でございます。賃借料としては1反あたり玄米20kgを物納で予定されています。

3番目が埴師字岡ノ上1439番1、田んぼで1,570㎡です。地主の方が埴師381番地2の●●●●さん。こちらは使用賃借権でございます。一旦受けられるのが公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。こちらは水稲を予定しておられまして、貸借期間は平成31年1月15日から5年間。こちらは新規でございます。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することにいたしました。

次に、日程第5 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定 による農地転用届について」を議題とします。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

事務局長

それでは議案書の8ページをお願いします。

詳細につきましては議案書のとおりでございます。

本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と 判断いたしました。農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、本日付で書面 通知を行うこととしております。

以上です。

議長

報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

(閉 会 午後2時41分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成31年1月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会会長職務代理

中澤一博

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 竹下 るみ子